

京都府食の安心・安全行動計画（中間案）への意見

2006年11月14日

京都府生活協同組合連合会

専務理事 小峰耕二

[1] 評価したい点

- (1) 全体として、体系的な整理がされるなかで、むこう3年間にわたる具体的な取組が明記され、取組を実際のものにしていく仕組みと達成すべき数値目標が文書化されたことについて、まず評価し、歓迎したいと思います。
- (2) 数値目標についても、年ねんステップアップしていく取組も少なくなく、食の安心・安全へむけての、関係する方がたの意欲が感じられます。
- (3) 冒頭で、食の安心・安全課題については「リスク」という認識にもとづいて、「科学的知見に基づく食品のリスク管理する手法を導入する」とのべられていることも重要であり、こんご、リスクアセスメント・リスクマネジメント・リスクコミュニケーションという3要素を大切にすすめていただきたいと思います。

[2] 意見・その1～全体をとおして

- (1) 「わかりやすいものに」という配慮からかと考えますが、平成18年度計画は、それぞれの取組ごとに、①「現状」――②「課題」――③「具体的な取組（方法）」――④「取組目標（指標と達成目標数値）」というふうに整理されてのべられていました。本案の叙述より、平成18年度計画の叙述のほうが明確であるように思われます。「現状」から直接に「取組」が導き出されるのではなく、その間に「課題」認識が入るのですから、本案でも平成18年度計画同様、①「現状」――②「課題」――③「具体的な取組（方法）」――④「取組目標（指標と達成目標数値）」という叙述展開をとっていただきたいと思います。
- (2) 「安心・安全の基盤づくり」中の[2]は、平成18年度計画では「生産者・事業者の衛生管理による品質管理の促進」となっていたもので、本案では「情報開示の促進による安心感向上の取組」となっています。「安心感向上」は、むしろ「信頼づくり」に入る課題であり、「基盤づくり」に入れる課題としては「生産・製造の情報管理向上のための取組」というような表現が適当ではないかと考えます。

[3] 意見・その2～改善要望点

- (1) 課題が、そのための取組「方法」までは記述されているが、取組「目標」（指標および目標数値）の具体化までいたっていないものもまだ見うけられます。課題解決目標ないし達成目標を設定しなければ、実践に移せないままになる恐れがあり、また事後評価もあいまいになったり、できなくなったりするので、可能な限り、「ありたい姿」を頭に浮かべながら、目標設定すべきであると考えます。

(2) 平成18年度計画に入っていた取組が、本案ではなくなっているものがいくつかあるのが、気になります。以下については、計画に入れるべきではないかと考えます。

①「環境にやさしい農業」課題中の

(ア) 土壌分析

②「食品等の流通段階における監視・指導」課題中の

(ア) 監視結果の公表……登録肥料生産者への立入検査結果、農薬販売者・使用者への立入検査結果、JAS法等食品表示立入検査結果、食に関する試験研究情報提供、食に関する事業者の取組み事例紹介

(イ) 検査体制の充実……検査機器の充実、ポジティブリスト対応技術研修、G L P（業務管理基準）導入

(ウ) 関係機関の連携・職員能力向上……農林・商工・保健部局連携、法令習熟・問題事案対応

③「適正な表示」課題中の

(ア) 安全見張り番

(イ) 食品表示モニター

④「顔の見える関係づくり」課題中の

(ア) ホームページ上での「広場」開設

(イ) 「提案フォーム」の設置

⑤「コンプライアンス推進」課題

(3) 冒頭で、「リスク」認識が表明されたにもかかわらず、本計画では「リスクコミュニケーション」の表現が1カ所しかなくなり、「情報提供」という表現が採用されているのも気にかかることです。この間のBSE問題をはじめとする「リスクアナリシス」において強調されている点は、一方通行的な「提供」や「開示」ではなく、「情報の双方向性」「情報の共有にもとづく共考」がいかににはかられるべきかということにあります。リスクコミュニケーションという言葉がなじみがないので、別の表現を採用したとするならば、これまでの政策検討の到達からの後退とうけとめられる恐れもでてくるのではないかと考えます。

[4] 意見・その3～ホームページについて

(1) 「食の安心・安全」の取組は、「計画的」であるとともに「総合的」におこなわれなくてはなりません。府のホームページにおいては、食の安心・安全プロジェクトが管理している部分と生活衛生室が管理している部分とに分かれて情報提供がおこなわれています。これは、統一されてしかるべきと考えます。

(2) 「自主回収情報」の提供については、現在、「新着・緊急情報」のなかでおこなわれていますが、別途、コーナーを設置していただきたいと思います。また、情報収集にかんする細則をあきらかにされ、食品事業者と消費者の双方が活用できるようにしていただきたいと思います。

以上